

令和4年度 第1回益田市地域公共交通活性化協議会 資料

開催日時：書 面 開 催

令和4年5月 9日配布

議案

議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和3年度収支決算報告について

議案第3号 令和4年度事業計画（案）について

議案第4号 令和4年度収支予算（案）について

報告

益田市地域公共交通計画策定について

(1) 益田市地域公共交通計画（素案）について 資料1

(2) 計画策定スケジュール案

議案

議案第1号

令和3年度益田市地域公共交通活性化協議会事業報告書について

【協議会の開催】

○令和3年6月18日 第1回協議会開催 書面審議

[承認事項]

- ・ 役員の改選について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・ 令和2年度事業報告について・・・・・・・・承認
- ・ 令和2年度収支決算報告について・・・・・・・・承認
- ・ 令和3年度事業計画（案）について・・・・・・・・承認
- ・ 令和3年度収支予算（案）について・・・・・・・・承認
- ・ 益田市地域公共交通基本計画の計画期間延長について・・・・・・・・承認

[協議・依頼・報告]

- ・ 益田市地域公共交通計画策定
計画策定スケジュール案、高校生アンケートの実施（協議）、調査項目（依頼）、その他の調査（報告）、益田市地域公共交通計画推進委員会を設置（報告）

○令和3年8月24日 第2回協議会開催 19名出席

[承認事項]

- ・ 益田市地域公共交通活性化協議会委員の追加について・・・・・・・・承認

[協議事項]

- ・ 益田市地域公共交通計画策定について地域公共交通を取り巻く増強と課題の整理

○令和3年11月25日 第3回協議会開催 16名出席

[協議事項]

- ・ 益田市地域公共交通計画の策定について
第2回活性化協議会での主な意見について、アンケート結果について、課題の整理～基本方針～基本目標について、策定スケジュールについて

○令和4年3月29日 第4回協議会開催 18名出席

[協議事項]

- ・ 益田市地域公共交通計画（素案）の確認

【調査活動】

- ・ 高校生アンケートの実施
- ・ 交通事業者のヒヤリング実施

議案第2号

令和3年度益田市地域公共交通活性化協議会 収支決算書について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	229,888	170,112	差額は益田市に戻入
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	450	450	0	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	550	1	449	
計				401,000	230,339	170,661	

2 支出の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
運営費				387,000	230,338	157,662	
	会議費			364,000	207,586	156,414	
		会議費		364,000	207,586	156,414	
			報酬費	267,000	159,840	107,160	報酬：154,947 源泉税：4,893
			旅費	97,000	47,746	49,254	旅費：47,746
			需用費	0	0	0	
	事務費			23,000	21,752	1,248	
		事務費		23,000	21,752	1,248	
			旅費	0	0	0	
			需用費	3,000	0	3,000	
			役務費	20,000	21,752	△1,752	切手代：21,202 両替手数料：550
事業費				13,000	550	12,450	
	事業費			13,000	550	12,450	
		事業費		13,000	550	12,450	
			報酬費	0	0	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	10,000	0	10,000	
			役務費	3,000	550	1,550	振込手数料：550
予備費	予備費	予備費	予備費	1,000	0	1,000	
計				401,000	229,888	171,112	

〔訂正箇所〕 予算額の欄

- ・事業費 訂正前：12,000 → 訂正後：13,000
- ・役務費 訂正前：2,000 → 訂正後：3,000
- ・計 訂正前：400,000 → 訂正後：401,000

3 繰越金

収入額 230,339 円

支出額 229,888 円

差引額 451 円(翌年度へ繰越)

監査報告書

令和3年度益田市地域公共交通活性化協議会収支決算について監査の結果、収入及び支出の執行は適正であったので報告します。

令和4年4月20日

監事 益田地区タクシー共同組合

藤原 政志 

監事 益田商工会議所

三浦 康広 

議案第3号

令和4年度益田市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について

益田市地域公共交通計画の策定に関する調査活動及び会議の実施を行う。

項目	期日	内容
調査活動	令和4年5月～	地域、事業者等
利用促進	令和4年10月～	益田駅100周年記念事業
啓発活動	令和4年10月～	乗り方教室の開催
会議	令和4年5月 令和4年7月 令和5年2月	第1回協議会開催（書面） 第2回協議会開催 第3回協議会開催

議案第4号

令和4年度益田市地域公共交通活性化協議会 収支予算(案) について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	400,000	0	
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	451	450	1	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	549	550	△1	
計				401,000	401,000	0	

2 支出の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
運営費				238,000	387,000	△149,000	
	会議費			215,000	364,000	△149,000	
		会議費		215,000	364,000	△149,000	
			報酬費	165,000	267,000	△102,000	協議会開催
			旅費	50,000	97,000	△47,000	協議会開催
			需用費	0	0	0	
	事務費			23,000	23,000	0	
		事務費		23,000	23,000	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	3,000	3,000	0	コピー代等
			役務費	20,000	20,000	0	郵券料、振込手数料
事業費				163,000	13,000	149,000	
	事業費			163,000	13,000	149,000	
		事業費		163,000	13,000	149,000	
			報酬費	0	0	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	160,000	10,000	150,000	用紙代、益田駅100周年記念事業費等
			役務費	2,000	3,000	△1,000	郵券料
予備費	予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0	
計				401,000	401,000	0	

〔訂正箇所〕前年度の欄

- ・事業費 訂正前：12,000 → 訂正後：13,000
- ・役務費 訂正前：2,000 → 訂正後：3,000
- ・計 訂正前：400,000 → 訂正後：401,000

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成21年3月16日制定

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、益田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施の検証に関する協議
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 益田市長又はその指名する者
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 道路管理者
 - (4) 公安委員会
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) 島根運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 島根県知事又はその指名する者
 - (9) その他益田市が必要と認める者
- 2 前各号に掲げる委員（学識経験者を除く）については、協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 第1項に掲げる委員の他に、協議会が必要と認める者を、オブザーバーとして召集することができるものとする。

(協議会委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、令和2年度は令和3年4月30日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任し、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 5 協議会の議決を要する事項については、出席委員の2/3以上をもって決する。

- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。
- 7 協議会の事務局は、益田市政策企画局連携のまちづくり推進課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び旅費)

第8条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,400円の報酬及び、実費相当額の費用弁償を支給し、学識経験者については会長が別に定める。但し、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 全号に掲げるもののほか、申し出のあった委員

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

報告

益田市地域公共交通計画策定について 資料1

(1) 益田市地域公共交通計画（素案）

益田市地域公共交通計画（素案）については、令和4年3月30日に開催した第4回益田市地域公共交通活性化協議会にて、委員からいただいた意見を反映させております。

今後は、この素案をもって、下記のとおり、パブリックコメント等を実施します。

(2) 計画策定スケジュール案

令和4年度	5月	益田市地域公共交通計画推進委員会
	6月	パブリックコメントの実施
		益田市地域公共交通計画（素案）を市議会で報告
	7月	益田市地域公共交通活性化協議会
		益田市地域公共交通計画策定